

令和6年度第4回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和7年1月22日(水) 午前9時30分～12時00分

【場 所】[委員]WEB参加 [事務局]横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬
景子委員、寺川 祐一委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札 (WTO・総合評価落札方式) に係る抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札 (条件付・総合評価落札方式) に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 一般競争入札 (条件付) に係る抽出案件 | 3件 |
| (4) 隨意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- | |
|-----------------------|
| (1) 指名停止等措置の状況について |
| (2) 談合情報対応状況について |
| (3) 入札及び契約手続の運用状況について |
| (4) その他 |

【議事内容】

議題1－（1）総合評価落札方式において調査基準価格を下回った場合、技術評価点をマイナス5点とすることについての疑義に対する制度所管課の説明

本市：「平成26年度から、低入札対策として、特別簡易型から調査基準価格を下回った応札に対して一律5点減点とし、その効果など検証してきました。」

「調査基準価格未満の応札に対して一律マイナス5点とすることで、調査基準価格を最低制限価格のように運用してしまっているのではないか」という意見をいただきました。

調査基準価格を下回った応札に対してマイナス5点としても、低入札価格調査を行って落札者となっている例もあります。このため最低制限価格とは異なる制度となっており、制度導入以降、調査基準価格を下回る応札も減っていることから、一定の効果があるものと考えています。

今後も総合評価落札方式において、発注、応札状況、評価項目と評価点など合わせて、調査基準価格を下回る応札の状況についてモニタリングして、制度の適切な運用をしていきたいと考えています。」

委員：「委員会で審査する中では、例えば、労働者賃金に悪い影響が出そうな、又は、工事品質に大変大きな影響がありそうなほどの低入札というのは少ない。また、調査基準価格を少し下回っただけで、一律マイナス5点で落札できない事業者が多い。このような場合は適正な履行ができる事業者であれば、落札者になれる緩やかな制度設計に改めてはどうか。」

本市：「どのような緩やかな制度が適切なのかこの場では即答できません。」

委員：「調査基準価格からわずかに下回って、マイナス5点となり落札に至らなかつた事業者がいる一方、それを上回る金額で落札する人がいる案件多く見てきた。横浜市が大きな支出をせざるを得ない制度ではないかと問題意識がある。今後とも協力してより良い制度を作りたい。」

議題1－（2）一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「工業用水道 東寺尾送水幹線口径1100mm更新工事（その2）」

委員：抽出理由の説明。

唯一のWTO案件のため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「その2」ということだが「その1」はほぼ同じものか。」

本市：「同じものと聞いています。」

委員：「入札参加者は重複するのか。」

本市：「一部重複しています。」

委員：「契約金額が50億円を超える工事であるにもかかわらず、入札をした14者中8者が調査基準価格と全く同じ金額で、残り6者のうち5者も調査基準価格と数百円の差である。積算基準が明確すぎるのも問題ではないか。また、横浜市の予定価格が高すぎるのではないか。前の別の数十億円規模の発注工事でも、多数の業者の入札価格が調査基準価格と全く同じという件があった。競争が働いているとは言えず、調査基準価格から下回れば一律マイナス5点とする制度に問題があると言わざるを得ない。」

委員：「本件のように積算が1円単位まで算出可能な理由や、一方で少し外す事業者がいることについて、説明の機会を設けてもらうことにしたいと思います。」

委員：説明の機会を設けてもらう。

その他については、説明を了承。

議題1－（3）一般競争入札（条件付・総合評価落札方式）に係る抽出案件に 係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「東部児童相談所（仮称）新築工事（建築工事）」
2 「東部方面斎場（仮称）新築工事（電気通信設備工事）」

委員：抽出理由の説明。

- 1 対象案件中で契約金額が高かったため。
- 2 対象案件中のうち一者応札でかつ、落札率が高かったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「2件目は1者応札で、再度入札案件とのことだが、なぜ1者だったのか。」

本市：「建築工事に付随する設備系については民間工事の需要があるからか、応札してもらうのが厳しい状況があります。建設業法の改正を踏まえ、配置技術者の専任要件の緩和などでも対応していきたいと思っています。」

委員：説明を了承。

議題1－（4）一般競争入札（条件付）に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「小柴自然公園3期エリア基盤整備工事（その2）」

2 「史跡朝夷奈切通保存整備工事」

3 「金沢水再生センター汚泥処理施設脱臭等機械設備工事」

委員：抽出理由の説明。

1 対象案件の中のうち一者応札でかつ、落札率も高かったため。

2 対象案件の中のうち一者応札でかつ、落札率も高かったため。

3 対象案件中で契約金額が高かったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1件目が一者応札なのはどういう理由か。」

本市：「本件で施工する流動化処理製造工を含む工事は技術的に難しく、これまで類似の案件では準市内まで広げて発注していましたが、技術移転が進み、市内に5者程度、施工できる事業者がいる見込みがあったため、今回から市内発注としました。」

委員：「2件目について、「A、B又はCランク」というように範囲を広げたとのことだが、実際に落札した会社はどのランクに当たるか。」

本市：「市内のBランクです。」

委員：「3件目の工事は新設か更新か。」

本市：「老朽化による更新です。当該設備は昭和61年から運転開始しています。」

委員：「脱臭設備は修繕というより、交換だったのか。」

本市：「そのとおりです。」

委員：「今回落札した事業者は、当初の機器を据えつけた事業者か。」

本市：「別です。」

委員：説明を了承。

議題1－（5）談合情報対応状況について

本市：「談合情報対応状況について、公正取引委員会から、「談合情報を提供したということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にする等、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った又は行う事実については、内密に願います。」との要請がありました。これをうけ、今後は横浜市入札等監視委員会運営要綱第6条の但書に基づき、会議を非公開とさせていただきたいのですが、ご承諾いただけますでしょうか。」

委員：了承。

議題1－（6）随意契約に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業大門川雨水調整池建設工事（その2）」
2 「南部汚泥資源化センター消化ガス発電設備（C・D点検）修理工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 対象案件中で唯一の6号隨契だったため。
- 2 対象案件の中で請負率が比較的低かったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「2件目は請負率が非常に低いが、予定価格はどのようにして算出したのか。」

本市：「本市の単価等にないものについては、相手方から見積りを徴収し、予定価格を作成しましたが、見積合せで提出された内訳書では、事前の見積りよりも低い金額となっていました。」

委員：「低くなった理由については何か説明があったか。」

本市：「担当所管課からは毎年工事を行うことにより、施工を効率よく安定して行えるようになっているため、低い金額で施工できると判断したのではないかと聞いています。」

委員：「1件目について、予定価格は横浜市で独自に算定しているのか。それとも、これも事業者に見積りを出させているのか。」

本市：「基本的には、一般的な土木積算を行っています。一部、見積りによる部分もありますが、この契約の相手方ではなく、磁気探査に必要な部分を別事業者から取っています。」

委員：「2件目について、契約時に横浜市が価格交渉したのか。」

本市：「こちらは、1回目に出された見積書で決まっていると聞いています。価格交渉等は行っていません。」

委員：説明を了承。

議題2－（1）指名停止等措置の状況について

本市より、「指定停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題2－（2）入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了承。